

事務連絡
令和5年12月19日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

都道府県及び市町村に無償譲渡した超低温冷凍庫、低温冷凍庫及び保冷バッグに関する特例臨時接種終了に向けた取扱いについて

超低温冷凍庫（-75℃対応ディープフリーザー）、低温冷凍庫（-20℃対応ディープフリーザー）及び保冷バッグ（以下「超低温冷凍庫等」という。）については、特例臨時接種の実施に必要な新型コロナワクチンの保管や移送のために、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第64条等の規定に基づき、無償で譲渡してきたところです。

先般、「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和5年11月22日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）において、令和5年度末で特例臨時接種が終了することをお示ししたことから、都道府県及び市町村に無償譲渡した超低温冷凍庫等に関する今後の取扱いを以下のとおりお知らせします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、対応を進めていただきますようお願いいたします。

記

特例臨時接種期間（令和5年度）中、都道府県及び市町村に無償譲渡した超低温冷凍庫等は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（21版）」に沿って適切に管理又は使用の上、専らワクチンの保管及び移送に活用する必要があります。令和5年度末で特例臨時接種が終了することから、新型コロナワクチンの保管及び移送が特例臨時接種期間終了まで適切に実施されることを前提として、自治体の条例等に基づき、譲渡、売却、廃棄等の処分を特例臨時接種期間終了前に実施しても差し支えありません。

ただし、処分を実施した後に急遽必要となっても、原則追加配送はしませんので、確実に必要数は確保した上で処分を行うようお願いいたします。

なお、処分にあたっては、譲渡や売却など、可能な限り有効活用をしていただくようお願いいたします。

(有効活用の例)

- ・ 超低温冷凍庫又は低温冷凍庫を医療機関、大学、研究機関等へ譲渡を行う
- ・ 保冷バッグを医療機関や福祉施設等へ譲渡を行う
- ・ ツインバード製低温冷凍庫は、可搬式で、自動車からも電源が取ることが可能なため、自治体で保有しておき、災害時に冷凍・冷蔵庫として使用するなど

※ 自治体の条例等に基づき、自治体においてご判断ください。

(注意事項)

- ・ 超低温冷凍庫等を廃棄する場合は、産業廃棄物として適切に廃棄してください。
- ・ 超低温冷凍庫等の廃棄費用については新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の「コロナワクチン接種に特異に必要となる経費に該当する経費」の対象となります。必要経費については、令和5年12月11日に作業依頼した所要額調査に計上してください。
- ・ 売却等により得られる収益は、自治体の収入として差し支えありません。
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施のために各自治体で購入されたものについて、令和5年度内は特例臨時接種に活用するため、処分する場合は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱に基づいて行ってください。令和6年度以降は、各自治体の条例等に基づき、適切に管理・処分を行ってください。